

令和8年第1回定例会3月議会提出委員会提出議案

議 案 名

委員会提出議案第1号 市長専決処分事項一部変更のこと

委員会提出議案第1号

市長専決処分事項一部変更のこと

市長専決処分事項（昭和49年10月5日議決）の一部を次のとおり変更する。

令和8年3月25日提出

明石市議会議長

国出 拓志 様

議会運営委員会

委員長 梅田 宏希

## 記

市長専決処分事項の一部を次のように変更する。

| 変 更 後  | 変 更 前  |
|--|--|
| 7 前項に定めるもののほか、目的物の価額が150万円未満（交通事故にかかるものにあつては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金額及び自動車損害共済基本業務規程（平成26年公益社団法人全国市有物件災害共済会規程）に定める共済責任額の範囲内）の和解及び調停に関すること。 | 7 前項に定めるもののほか、目的物の価額が150万円未満（交通事故にかかるものにあつては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金額及び自動車損害共済業務規程（昭和41年社団法人全国市有物件災害共済会規程）に定める共済責任額の範囲内）の和解及び調停に関すること。 |
| 8 （略）  | 8 （略）  |
| 9 1件10万円未満の額の地方自治法第243条の2の9第8項の規定による職員の賠償責任を免除すること。  | 9 1件10万円未満の額の地方自治法第243条の2の8第8項の規定による職員の賠償責任を免除すること。  |
| 備考<br>1 変更部分は、下線の部分である。<br>2 変更後の欄に「（削 る）」とある場合は、変更前の欄の変更部分を削る。<br>3 変更前の欄に「（新 設）」とある場合は、変更後の欄の変更部分を加える。   |  |

## 附 則

この議決による変更後の市長専決処分事項は、令和8年9月24日から適用する。

### （提案理由）

本案は、引用法令の一部改正に伴う規定の整備及びその他所要の整備を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。